

2025年度同志社大学司法研究科

前期日程入学試験問題解説

小論文

問題1 (配点: 20点)

本問は、文章を読解・理解する能力及び読み取った内容を問いに則して表現する文章表現能力を試している。

採点に際しては、以下の点を中心に評価した。

・資料1から、アメリカにおいて伝統的に特許制度がどのように理論的に根拠づけられてきたかを読み取り、説明することができるか。

・伝統的な考え方の一つとして自然権理論にも触れた答案については、アメリカで支配的であったのは報酬理論であることを明確にしているか。

・問いに対応する形で適切に文章を書くことができるか。

〈解答例〉

アメリカにおいて、特許制度は、伝統的に、発明者に対して独占的な権利を付与し、個人の利益を認めることで個人の努力を奨励することが公共の福祉を実現する観点から最善であるという考え方、すなわち、発明者に対して発明に必要なインセンティブを付与する必要があるという「報酬理論」によって正当化されてきた。(146字)

問題2 (配点: 40点)

本問は、文章を読解する能力・理解する能力及び読み取った内容を問いに則して表現する文章表現能力を試している。

採点に際しては、以下の点を中心に評価した。

・資料2から、知的財産権は廃止されるべきであるとの主張の根拠を適切に読み取り、説明することができるか。

・知的財産権の強化に反対する主張と知的財産権は廃止されるべきであるとの主張の違いが読み取れているか。

・資料2を書いた訳者自身の意見についての問いではないことが分かっているか。

・問いに対応する形で適切に文章を書くことができるか。

〈解答例〉

知的財産権をめぐる議論においては、知的財産権の保護が創作活動や発明にインセンティブをもたらし、イノベーションを促進することが当然の前提とされてきた。しかし、知的財産権新設の前後で創作活動や発明が増加した事実はなく、この前提は間違いである。また、たしかにお金儲けはインセンティブたりうるが、知的財産権を認めなくても創作活動や発明でお金を得る方法は他にも存在するし、知的財産権という方法は収益化手段として優れたものでもない。かえって、知的財産権は、後発による改良を防ぐために用いられることが

ほとんどであり、イノベーションを阻害する。そのため、新興の革新的な企業は知財保護の弱いところを目指すし、そういう所でこそイノベーションは開花してきた。また、知的財産権を得た者は、新たな創作活動や発明に乗り出すインセンティブを失い、既得権を守ろうとして訴訟合戦や政治工作に精を出し勝ちである。既得権に安住できない状況の方が創作活動や発明を促進する。(416文字)

問題3 (配点: 40点)

本問は、文章を読解する能力・理解する能力、論理的思考能力、及び読み取った内容を問いに則して表現する文章表現能力を試している。

採点に際しては、以下の点を中心に評価した。

・資料3が知的財産権を正当化する理論を理解し、報酬理論および知的財産権不要論との根本思想の違いを指摘しつつ、それを説明できているか。

・ロックの理論に基づいて知的財産権を正当化することに対する異論を取り上げ、それに対する反論を理解し、説明できているか。

・以上を適切に構成し、文章化することができているか。

〈解答例〉

物語、発明などの知的な対象物は、有体物とは異なり、複数の者が同時に利用できるという非競合的な性質がある。知的財産権の根拠に関する報酬理論によれば、非競合的な財は本来的には財産権の対象ではないところ、排他的権利によって知的創作に人工的に希少性を作り出したものと理解される。他方、知的財産権不要論は、情報のような非競合的な財については、財産権の主張を禁止して、すべての者が同時に利用できるようにすることが、情報の自然な流れを停滞させないために望ましいとする。これらに対して、自然権理論は、自然状態における共有財産に対して労働を加えたことにより得られるものは財産権の対象となる、という考えを知的創作の世界に及ぼすことを主張した。創作者に先立って存在し、所有者がいない共有素材の宝庫であり、万人が平等に利用し得る資源であるパブリックドメインは共有された天然資源と同等であり、そうしたパブリックドメインに労働を加え、新規で有用な情報を創造する労力に対して、財産権で報いることが、権利の付与によって社会的効用を増大させるか否かを問う以前に、自然権として正当化されると説く。知的財産権不要論に対しては、情報交換の速度だけを重視するのではなく、新しい情報の創造もまた重要であると説く。自らの創作を全ての利用者と共有しなければならないとしたら、創作に労働が向けられなくなる懸念があるからである。〈594字〉